

長崎県警察の組織に関する規則

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 警察本部

第1節 分課（第4条－第10条）

第2節 事務分掌（第11条－第44条）

第3節 職制

第1款 部課長等（第45条－第49条）

第2款 附置機関の長等（第50条－第84条）

第3款 参事官等（第85条－第93条）

第4款 次席調査官等（第94条－第98条）

第5款 係長その他（第99条－第107条）

第4節 警察学校（第108条－第119条）

第3章 警察署（第120条－第127条）

第4章 委任（第128条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）第58条及び警察本部の組織に関する条例（昭和29年長崎県条例第23号）第9条の規定に基づき、長崎県警察の組織に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察職員 長崎県警察に所属する警察官、事務職員及び技術職員をいう。
- (2) 一般職員 前号の警察職員のうち、事務職員及び技術職員をいう。
- (3) 事務職員 前号の一般職員のうち、事務を担当する職員をいう。
- (4) 技術職員 第2号の一般職員のうち、技術を担当する職員をいう。

（一般職員の職の分類）

第3条 一般職員の保有する職は、身分上の職、職種上の職及び組織上の職とする。

2 前項の身分上の職及び職種上の職の区分は、別表第1に掲げるとおりとし、組織上の職の区分については、第2章第3節及び第4節、第3章並びに第4章の規定の定めるところによる。

第2章 警察本部

第1節 分課

（警務部の分課）

第4条 警務部に次の課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 広報相談課
- (3) 会計課
- (4) 警務課
- (5) 装備施設課
- (6) 情報管理課
- (7) 監察課
- (8) 厚生課
- (9) 留置管理課

2 総務課に公安委員会補佐室及び取調べ監督室を、広報相談課に広報室、犯罪被害者支援室、情報公開センター、警察安全相談室及び音楽隊を、会計課に監査室を、警務課に企画室及び人材育成室を、装備施設課に施設管理室を、情報管理課に電算企画開発室を、厚生課に健康管理室を置く。

(生活安全部の分課)

第5条 生活安全部に次の課を置く。

- (1) 生活安全企画課
- (2) 人身安全・少年課
- (3) 生活安全捜査課
- (4) サイバー犯罪対策課

2 生活安全企画課に犯罪抑止対策室及び許可業務指導室を、人身安全・少年課に少年サポートセンターを置く。

(地域部の分課)

第6条 地域部に次の課及び隊を置く。

- (1) 地域課
- (2) 通信指令課
- (3) 自動車警ら隊

2 地域課に地域企画指導室及び鉄道警察隊を置く。

(刑事部の分課)

第7条 刑事部に次の課、所及び隊を置く。

- (1) 刑事総務課
- (2) 捜査第一課
- (3) 捜査第二課
- (4) 組織犯罪対策課
- (5) 鑑識課
- (6) 科学捜査研究所
- (7) 機動捜査隊

2 刑事総務課に捜査支援室、取調べ指導室及び渉外捜査室を、捜査第一課に検視官室を、組織犯罪対策課に特殊詐欺捜査室及び行政・企業対象暴力対策室を、鑑識課に機動鑑識隊を置く。

(交通部の分課)

第8条 交通部に次の課及び隊を置く。

- (1) 交通企画課
- (2) 交通指導課
- (3) 交通規制課
- (4) 運転免許管理課
- (5) 交通機動隊
- (6) 高速道路交通警察隊

2 交通企画課に交通企画指導室を、交通指導課に交通捜査室及び駐車対策室を、運転免許管理課に運転免許試験場、安全運転学校及び長崎運転免許センターを置く。

(警備部の分課)

第9条 警備部に次の課及び隊を置く。

- (1) 公安課
- (2) 警備課
- (3) 外事課
- (4) 警衛対策課
- (5) 機動隊

2 警備課に警衛警護室、危機管理対策室及び航空隊を、外事課に国際テロ対策室を置く。

(課内組織)

第10条 各課及び科学捜査研究所に所要の係を置く。

- 2 自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に所要の係及び本隊、分駐隊、小隊等所要の隊を置く。
- 3 課及び機動捜査隊に、必要に応じ、所要の班を置く。

## 第2節 事務分掌

(総務課の事務)

第11条 警務部総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 警察行政の調査に関すること。
- (2) 機密に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 県議会との連絡調整に関すること。
- (5) 公安委員会補佐室に関すること。
- (6) 取調べ監督室に関すること。
- 2 公安委員会補佐室は、警察署協議会、公安委員会関係苦情その他公安委員会に関する事務を行う。
- 3 取調べ監督室は、被疑者取調べの監督に関する事務を行う。

(広報相談課の事務)

第12条 警務部広報相談課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 広報室に関すること。
- (2) 犯罪被害者支援室に関すること。
- (3) 情報公開センターに関すること。
- (4) 警察安全相談室に関すること。
- (5) 音楽隊に関すること。

- 2 広報室は、広報・広聴及び報道機関等との連絡に関する事務を行う。
- 3 犯罪被害者支援室は、被害者支援に関する企画、指導及び総合調整並びに犯罪被害者等給付金、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務を行う。
- 4 情報公開センターは、情報の公開及び個人情報の保護並びに公文書類の管理に関する事務を行う。
- 5 警察安全相談室は、警察安全相談及び要望・苦情に関する事務を行う。
- 6 音楽隊は、警察運営に寄与する音楽演奏を行う。

（会計課の事務）

第13条 警務部会計課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算・決算及び会計に関すること。
  - (2) 監査室に関すること。
  - (3) 物品の購入、出納、保管及び処分に関すること。
- 2 監査室は、会計事務の指導及び監査、出納（物品を除く。）並びに遺失物の取扱いに関する事務を行う。

（警務課の事務）

第14条 警務部警務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 企画室に関すること。
  - (2) 人材育成室に関すること。
  - (3) 給与、退職手当及び児童手当に関すること。
  - (4) 部内各課の連絡調整に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課の所掌に属しないこと。
- 2 企画室は、所管行政の企画、立案及び総合調整、警察の組織、定員及び機構、勤務制度、提案並びに条例、規則、訓令の案等の重要文書の審査に関する事務を行う。
- 3 人材育成室は、人事及び服務、募集及び試験、職場教養、学校教養、術科教養、機関誌の発行並びに武道館の管理に関する事務を行う。

（装備施設課の事務）

第15条 警務部装備施設課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 武器、車両、船舶その他の装備資機材の管理及び整備に関すること。
  - (2) 給貸与品の支給及び貸与に関すること。
  - (3) 警察通信機器（無線機器を除く。）の管理及び整備に関すること。
  - (4) 施設管理室に関すること。
- 2 施設管理室は、不動産の取得、管理及び処分並びに庁舎その他の施設の営繕に関する事務を行う。

（情報管理課の事務）

第16条 警務部情報管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 電算企画開発室に関すること。
- (2) 照会センター業務に関すること。
- (3) 公文書類の收受、発送及び通送に関すること。

2 電算企画開発室は、警察行政の事務能率の増進、情報管理システムの運用、情報セキュリティ対策及び警察統計（犯罪統計を除く。）に関する事務を行う。

（監察課の事務）

第17条 警務部監察課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 監察に関すること。
- (2) 表彰、叙位、叙勲及び賞じゅつ金に関すること。
- (3) 懲戒に関すること。
- (4) 警察行政上の争訟に関すること。
- (5) 賠償事案の処理に関すること。

（厚生課の事務）

第18条 警務部厚生課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 警察共済組合に関すること。
- (2) 警察互助会に関すること。
- (3) 警察職員生活協同組合に関すること。
- (4) 健康管理室に関すること。
- (5) 恩給及び年金に関すること。
- (6) 公務災害補償に関すること。
- (7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- (8) 生活相談業務に関すること。
- (9) その他福利厚生に関すること。

2 健康管理室は、職員の健康管理に関する企画及び指導を行う。

（留置管理課の事務）

第19条 警務部留置管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 留置業務の管理運営に関すること。
- (2) 被留置者の護送業務に関すること。
- (3) 留置業務関係事故の防止に関すること。
- (4) 留置業務担当者等の指導・教養に関すること。
- (5) 留置業務関係の資料及び統計に関すること。
- (6) 留置業務に関する関係官庁との連絡調整に関すること。
- (7) その他留置業務に関すること。

（生活安全企画課の事務）

第20条 生活安全部生活安全企画課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活安全警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。
- (3) 犯罪抑止対策室に関すること。
- (4) 長崎県迷惑行為等防止条例（昭和38年長崎県条例第59条）の施行に関すること。
- (5) 酩酊者・行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
- (6) 自殺統計に関すること。
- (7) 許可業務指導室に関すること。
- (8) 部内各課の連絡調整に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課の所掌に属しないこと。

- 2 犯罪抑止対策室は、犯罪抑止対策及びニセ電話詐欺抑止対策の推進並びに子供・女性を対象とする犯罪等の前兆事案に係る情報分析及び先制・予防的活動に関する事務を行う。
- 3 許可業務指導室は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）、古物営業法（昭和24年法律第108号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の運用に関する事務（風営法の運用に関する事務については、他の課の所掌に属するものを除く。）並びに火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の運用に関する事務のうち公安委員会の所掌に属するもの（原子炉等規制法の運用に関する事務については、他の課の所掌に属するものを除く。）を行う。

（人身安全・少年課の事務）

第21条 生活安全部人身安全・少年課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関すること。
  - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。
  - (3) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）の施行に関すること。
  - (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の施行に関すること。
  - (5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の施行に関すること。
  - (6) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関すること。
  - (7) 行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）の施行に関すること。
  - (8) 少年警察運営に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
  - (9) 少年サポートセンターに関すること。
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、人身の安全を早急に確保する必要があると認められる事案（他の課の所掌に属するものを除く。）への対処に関すること。
- 2 少年サポートセンターは、少年の補導、街頭補導、少年相談、触法少年事件の事実に関する部分以外の調査等を通じて非行少年等の早期発見補導、保護指導、継続支援等少年の非行防止活動に関する事務を行う。

第22条 削除

（生活安全捜査課の事務）

第23条 生活安全部生活安全捜査課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活安全警察における適正捜査の企画及び指導に関すること。
- (2) 生活経済事犯の取締りに関すること。
- (3) 環境事犯の取締りに関すること。
- (4) 保健衛生事犯の取締りに関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 知的所有権事犯の取締りに関すること。
- (6) 高圧ガスその他の危険物事犯の取締りに関すること。
- (7) 銃砲刀剣類・火薬類の取締りに関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 風俗・雇用事犯の取締りに関すること。
- (9) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
- (10) 少年事件の捜査、調査（触法少年事件の事実に関する部分以外の調査を除く。）及び指導に関すること。
- (11) その他特別法令違反の取締り（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。  
（サイバー犯罪対策課の事務）

第24条 生活安全部サイバー犯罪対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) サイバー犯罪対策に係る企画及び指導に関すること。
- (2) サイバーセキュリティ戦略に関すること。
- (3) サイバー犯罪の捜査に関すること。
- (4) サイバー犯罪の捜査に係る技術支援に関すること。  
（地域課の事務）

第25条 地域部地域課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域企画指導室に関すること。
- (2) 鉄道警察隊に関すること。
- (3) 部内各課（隊）の連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、部内の他の課（隊）の所掌に属しないこと。

2 地域企画指導室は、地域警察の企画、調整及び指導、水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止、水上警察、雑踏警備並びに警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関する事務を行う。

3 鉄道警察隊は、鉄道施設において、警ら、警戒警備、列車警乗その他鉄道に係る治安維持のための活動を行う。

（通信指令課の事務）

第26条 地域部通信指令課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 警察通信指令に関すること。
- (2) 緊急配備に関すること。
- (3) 無線通信の運用に関すること。
- (4) 斉報通信に関すること。

（自動車警ら隊の事務）

第27条 地域部自動車警ら隊の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 警ら用無線自動車による機動警らに関すること。
- (2) 事件・事故発生時の初動措置に関すること。

（刑事総務課の事務）

第28条 刑事部刑事総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 刑事警察運営の企画に関する事。
  - (2) 刑事警察業務全般の指導及び教養に関する事。
  - (3) 刑事法令の研究に関する事。
  - (4) 犯罪の捜査一般に関する事。
  - (5) 捜査支援室に関する事。
  - (6) 取調べ指導室に関する事。
  - (7) 渉外捜査室に関する事。
  - (8) 部内各課（所、隊）の連絡調整に関する事。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課（所、隊）の所掌に属しない事。
- 2 捜査支援室は、捜査手配及び共助（国際捜査共助を除く。）、手口捜査、犯罪統計並びに犯罪捜査の支援に関する事務を行う。
- 3 取調べ指導室は、取調べの高度化・適正化を図るための指導・教養等、通信傍受及び公判対応に関する事務を行う。
- 4 渉外捜査室は、アメリカ合衆国及び国際連合の軍隊の構成員等並びにその他の諸外国（部隊間の協力活動の円滑化に関する条約を日本国との間に締結したものに限る。）の軍隊の構成員等に係る事件捜査及び渉外に関する事務を行う。
- （捜査第一課の事務）

第29条 刑事部捜査第一課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関する事。
  - (2) 暴行、傷害その他の粗暴犯の捜査に関する事。
  - (3) 窃盗犯の捜査に関する事。
  - (4) 人質犯罪及び誘拐犯罪の捜査に関する事。
  - (5) 科学犯罪及び過失犯の捜査に関する事。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、他の課の所掌に属しない犯罪の捜査に関する事。
  - (7) 移動警察に関する事。
  - (8) 性犯罪捜査の指導・支援に関する事。
  - (9) 検視官室に関する事。
- 2 検視官室は、検視に関する事務を行う。
- （捜査第二課の事務）

第30条 刑事部捜査第二課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 知能犯罪の捜査に関する事。
  - (2) 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に関する事。
  - (3) 選挙犯罪の捜査に関する事。
- （組織犯罪対策課の事務）

第31条 刑事部組織犯罪対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 組織犯罪対策に関する企画、立案及び調整に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 組織犯罪一般に関する情報の集約及び分析に関する事。
- (3) 犯罪による収益の移転防止に関する事。
- (4) 暴力団等組織犯罪の取締りに関する事。
- (5) 匿名・流動型犯罪グループの実態解明及び取締りに関する事。

- (6) 特殊詐欺捜査室に関する事。
- (7) 行政・企業対象暴力対策室に関する事。
- (8) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関する事。
- (9) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関する事。
- (10) 国際犯罪捜査に関する企画、立案及び調整に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 外国人による組織犯罪の取締りに関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 国際捜査共助に関する事。
- (13) 通訳に関する事。

2 特殊詐欺捜査室は、特殊詐欺の捜査に関する事務を行う。

3 行政・企業対象暴力対策室は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の施行、暴力団の排除活動、行政・企業に対する不当要求の情報収集、行政・企業対象暴力事案の処理、暴力団被害の防止及び被害者への支援に関する事務を行う。

（鑑識課の事務）

第32条 刑事部鑑識課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪鑑識に関する事。
- (2) 犯罪鑑識資料の収集及び管理に関する事。
- (3) 犯罪鑑識施設の整備及び運営に関する事。
- (4) 機動鑑識隊に関する事。

2 機動鑑識隊は、現場鑑識活動及びこれに付随する事務を行う。

（科学捜査研究所の事務）

第33条 刑事部科学捜査研究所は、法医、化学物理及び文書・心理の調査、鑑定及び研究に関する事務を所掌する。

（機動捜査隊の事務）

第34条 刑事部機動捜査隊の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 機動捜査に関する事。
- (2) 急訴事件、重要事件等の初動捜査に関する事。
- (3) 広域機動捜査班に関する事。

（交通企画課の事務）

第35条 交通部交通企画課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 交通警察の運営及び企画に関する事。
- (2) 交通事故防止対策に関する事。
- (3) 交通安全教育及び交通安全運動に関する事。
- (4) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関する事。
- (5) 交通企画指導室に関する事。
- (6) 部内各課（隊）の連絡調整に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課（隊）の所掌に属しないこと。

2 交通企画指導室は、交通関係法令の解釈運用、交通事故の統計、分析及び交通警察

業務全般の指導及び教養に関する事務を行う。

(交通指導課の事務)

第36条 交通部交通指導課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 道路交通関係法令違反の取締りに関すること。
- (2) 交通反則行為の処理に関すること。
- (3) 交通捜査室に関すること。
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく指示及び使用制限に関すること。
- (5) 暴走族取締りに関すること。
- (6) 交通警察活動中における受傷事故防止対策に関すること。
- (7) 駐車対策室に関すること。

2 交通捜査室は、交通事故事件及び交通特殊事件の捜査、交通鑑識並びに交通事故事件の被害者支援（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事務を行う。

3 駐車対策室は、違法駐車対策に係る関係規程及び各種システムの整備に関する事務を行う。

(交通規制課の事務)

第37条 交通部交通規制課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 交通規制に関すること。
- (2) 信号機、道路標識、道路標示その他交通安全施設に関すること。
- (3) 交通管制に関すること。
- (4) 交通情報に関すること。
- (5) 道路使用等の許可に関すること。
- (6) 自動車の保管場所及び運行供用制限に関すること。

(運転免許管理課の事務)

第38条 交通部運転免許管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 運転免許の行政処分に関すること。
- (2) 運転免許試験場に関すること。
- (3) 安全運転学校に関すること。
- (4) 長崎運転免許センターに関すること。

2 運転免許試験場は、運転免許及び運転免許試験、安全運転相談並びに自動車教習所に関する事務を行う。

3 安全運転学校は、運転免許に係る講習に関する事務を行う。

4 長崎運転免許センターは、運転免許及び運転免許試験並びに運転免許に係る講習に関する事務を行う。

(交通機動隊の事務)

第39条 交通部交通機動隊の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 道路交通関係法令違反に対する取締りの実施に関すること。
- (2) 交通機動取締りの技術的な研究及び指導に関すること。

(高速道路交通警察隊の事務)

第40条 交通部高速道路交通警察隊の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79条）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する

自動車専用道路をいう。以下同じ。)における交通警察に関すること。

- (2) 高速道路における犯罪捜査の初動活動その他の必要な警察事務の処理に関すること。

(公安課の事務)

第41条 警備部公安課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 警備情報（警備課及び外事課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること（外事課の所掌に属するものを除く。）。

ア 刑法（明治40年法律第45号）第2編第2章及び第3章に規定する犯罪

イ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する犯罪

ウ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）第6条及び第7条に規定する犯罪

エ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）に規定する犯罪

- (3) 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。
- (4) 部内各課（隊）の連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課（隊）の所掌に属しないこと。

(警備課の事務)

第42条 警備部警備課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 治安警備に関すること。
- (2) 管区機動隊及び第二機動隊に関すること。
- (3) 警衛警護室に関すること。
- (4) 危機管理対策室に関すること。
- (5) 航空隊に関すること。

2 警衛警護室は、警衛及び警護に関する事務を行う。

3 危機管理対策室は、緊急事態に対処するための計画及びその実施並びに災害警備（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事務を行う。

4 航空隊は、警察用航空機を運用することにより、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援を行う。

(外事課の事務)

第43条 警備部外事課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 外国人に係る警備情報に関すること。
- (2) 経済安全保障対策に関すること。
- (3) 国際テロ対策室に関すること。
- (4) 次に掲げる犯罪の捜査に関すること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪

イ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの

ウ 第41条第2号に掲げる犯罪その他警備犯罪で外国人に係るもの

エ 第41条第2号に掲げる犯罪その他警備犯罪で前号に規定する活動に関するもの

2 国際テロ対策室は、国際テロリズムに係る警備情報に関する事務を行う。

(警衛対策課の事務)

第43条の2 警備部警衛対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 第40回国民文化祭及び第25回全国障害者芸術・文化祭に伴う行幸啓警衛（以下「国民文化祭等警衛」という。）に係る企画及び調整に関すること。

(2) 国民文化祭等警衛に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。

(3) 国民文化祭等警衛に係る警備諸対策に関すること。

(4) 国民文化祭等警衛に係る交通対策に関すること。

(5) 国民文化祭等警衛に係る部隊の運用に関すること。

(機動隊の事務)

第44条 警備部機動隊の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 治安警備、災害警備及び雑踏警備の実施に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、集団警察力による警察業務に関すること。

(3) 警備実施の技術的な研究及び指導に関すること。

### 第3節 職制

#### 第1款 部課長等

(部長)

第45条 各部に部長を置く。

2 部長は、警察本部長の命を受け、部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(課長)

第46条 各課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(科学捜査研究所長)

第47条 科学捜査研究所に所長を置く。

2 所長は、上司の命を受け、科学捜査研究所の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(自動車警ら隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長)

第48条 自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に隊長を置く。

2 隊長は、上司の命を受け、自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊又は機動隊の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(階級)

第49条 部長は、警視以上の階級にある警察官をもって充てる。

2 課長、科学捜査研究所長、自動車警ら隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。ただし、課、所又は隊の所掌事務により、一般職員をもって充てることができる。

#### 第2款 附置機関の長等

(公安委員会補佐室長)

第50条 公安委員会補佐室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、公安委員会補佐室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(取調べ監督室長)

第51条 取調べ監督室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、取調べ監督室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(広報室長)

第52条 広報室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、広報室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(犯罪被害者支援室長)

第53条 犯罪被害者支援室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、犯罪被害者支援室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(情報公開センター長)

第54条 情報公開センターにセンター長を置く。

2 センター長は、上司の命を受け、情報公開センターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(警察安全相談室長)

第55条 警察安全相談室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、警察安全相談室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(音楽隊長)

第56条 音楽隊に隊長を置く。

2 隊長は、上司の命を受け、音楽隊の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(監査室長)

第57条 監査室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、監査室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(企画室長)

第58条 企画室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、企画室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(人材育成室長)

第59条 人材育成室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、人材育成室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(施設管理室長)

第60条 施設管理室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、施設管理室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(電算企画開発室長)

第61条 電算企画開発室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、電算企画開発室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(健康管理室長)

第62条 健康管理室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、健康管理室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。  
(犯罪抑止対策室長)

第63条 犯罪抑止対策室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、犯罪抑止対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。  
(許可業務指導室長)

第64条 許可業務指導室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、許可業務指導室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。  
(少年サポートセンター長)

第65条 少年サポートセンターに少年サポートセンター長を置く。

2 少年サポートセンター長は、上司の命を受け、少年サポートセンターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。  
(地域企画指導室長)

第66条 地域企画指導室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、地域企画指導室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。  
(鉄道警察隊長)

第67条 鉄道警察隊に隊長を置く。

2 隊長は、上司の命を受け、鉄道警察隊の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。  
(捜査支援室長)

第68条 捜査支援室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、捜査支援室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。  
(取調べ指導室長)

第69条 取調べ指導室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、取調べ指導室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。  
(渉外捜査室長)

第70条 渉外捜査室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、渉外捜査室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。  
(検視官室長)

第71条 検視官室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、検視官室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。  
(特殊詐欺捜査室長)

第72条 特殊詐欺捜査室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、特殊詐欺捜査室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。  
(行政・企業対象暴力対策室長)

第73条 行政・企業対象暴力対策室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、行政・企業対象暴力対策室の事務を掌理し、部下職員を

指揮監督する。

(機動鑑識隊長)

第74条 機動鑑識隊に隊長を置く。

2 隊長は、上司の命を受け、機動鑑識隊の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(交通企画指導室長)

第75条 交通企画指導室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、交通企画指導室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(交通捜査室長)

第76条 交通捜査室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、交通捜査室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(駐車対策室長)

第77条 駐車対策室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、駐車対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(運転免許試験場長)

第78条 運転免許試験場に場長を置く。

2 場長は、上司の命を受け、運転免許試験場の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(安全運転学校長)

第79条 安全運転学校に校長を置く。

2 校長は、上司の命を受け、安全運転学校の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(長崎運転免許センター長)

第80条 長崎運転免許センターにセンター長を置く。

2 センター長は、上司の命を受け、長崎運転免許センターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(警衛警護室長)

第80条の2 警衛警護室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、警衛警護室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(危機管理対策室長)

第81条 危機管理対策室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、危機管理対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(航空隊長)

第82条 航空隊に隊長を置く。

2 隊長は、上司の命を受け、航空隊の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(国際テロ対策室長)

第83条 国際テロ対策室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、国際テロ対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(階級)

第84条 附置機関の長は、次項に該当する場合を除き、警視の階級にある警察官をもって充てる。ただし、附置機関の所掌事務により、一般職員をもって充てることができる。

2 取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、鉄道警察隊長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長及び航空隊長は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。ただし、所掌事務により、一般職員をもって充てることができる。

### 第3款 参事官等

(首席参事官)

第85条 警務部に、必要に応じ、首席参事官を置く。

2 首席参事官は、上司の命を受け、所管行政に属する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を統括整理する。

(参事官)

第86条 各部に、必要に応じ、参事官を置く。

2 参事官は、上司の命を受け、部の事務のうち重要事項について総括整理する。

(首席監察官)

第87条 警務部に首席監察官を置く。

2 首席監察官は、上司の命を受け、上席監察官及び監察官を指揮し、警察職員の服務及び重要な所管行政を監察する。

(上席監察官等)

第88条 警務部に上席監察官及び監察官を置く。

2 上席監察官は、上司の命を受け、監察官を指揮し、警察職員の服務及び所管行政を監察する。

3 監察官は、上司の命を受け、警察職員の服務及び所管行政を監察する。

(政策調整官)

第89条 警務課に政策調整官を置く。

2 政策調整官は、上司の命を受け、課の事務のうち重要事項に係るものの企画、立案及び調整に関する事務に参画し、部下職員を指揮監督する。

(管理官)

第90条 課に、必要に応じ、管理官を置く。

2 管理官は、上司の命を受け、課の事務のうち重要事項に係るものを整理し、部下職員を指揮監督する。

(調査官)

第91条 各課、科学捜査研究所、自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊（以下「各課等」という。）に、必要に応じ、調査官を置く。

2 調査官は、上司の命を受け、各課等の事務のうち特定事項に係るものを整理し、部下職員を指揮監督する。

(特別研究員)

第92条 科学捜査研究所に、必要に応じ、特別研究員を置く。

2 特別研究員は、上司の命を受け、科学捜査研究所の事務のうち特定事項に係るものを整理し、部下職員を指揮監督する。

(階級)

第93条 首席参事官、上席監察官、監察官及び政策調整官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 参事官、管理官、調査官及び特別研究員は、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

3 首席監察官は、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

第4款 次席調査官等

(次席調査官等)

第94条 各課及び科学捜査研究所に次席調査官又は次席（以下「次席調査官等」という。）を置く。ただし、政策調整官又は管理官を置く課にあつては、原則として次席調査官等を置かないものとする。

2 次席調査官等は、課長又は科学捜査研究所長を補佐して課又は科学捜査研究所の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

3 政策調整官又は管理官を置き、次席調査官等を置かない課にあつては、次席調査官等の職務は、政策調整官又は管理官が行うものとする。

(副隊長)

第95条 自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に副隊長を置く。

2 副隊長は、自動車警ら隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は機動隊長を補佐して自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊又は機動隊の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(課長補佐等)

第96条 各課等に、必要に応じ、課長補佐、所長補佐又は隊長補佐を置き、高速道路交通警察隊に分駐隊長を置く。

2 課長補佐、所長補佐、隊長補佐又は分駐隊長は、担当事務の処理について、課長、科学捜査研究所長、自動車警ら隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は機動隊長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

(専門研究員)

第97条 科学捜査研究所に、必要に応じ、専門研究員を置く。

2 専門研究員は、上司の命を受け、科学捜査研究所の事務のうち重要なものを処理し、部下職員を指揮監督する。

(階級)

第98条 次席調査官は警視の階級にある警察官又は一般職員、次席は警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

2 自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊の副隊長は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 課長補佐、所長補佐、隊長補佐、分駐隊長及び専門研究員は、警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

第5款 係長その他

(副調査官)

第99条 各課等に、必要に応じ、副調査官を置く。

2 副調査官は、上司の命を受け、係の事務のうち重要なものを処理し、部下職員を指揮監督する。

(係長)

第100条 各課等の係に、必要に応じ、係長を置く。

2 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(上級研究員)

第101条 科学捜査研究所に、必要に応じ、上級研究員を置く。

2 上級研究員は、上司の命を受け、係の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(主査)

第102条 各課等の係に、必要に応じ、主査を置く。

2 主査は、上司の命を受け、係の事務のうち比較的重要なものを処理し、部下職員を指揮監督する。

(主任)

第103条 各課等の係に、必要に応じ、主任を置く。

2 主任は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(主任研究員)

第104条 科学捜査研究所に、必要に応じ、主任研究員を置く。

2 主任研究員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(係員)

第105条 各課等の係に、必要に応じ、係員を置く。

2 係員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

(研究員)

第106条 科学捜査研究所に、必要に応じ、研究員を置く。

2 研究員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

(階級)

第107条 総括係長、副調査官、係長、上級研究員及び主査は、警部補の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

2 主任及び主任研究員は、巡査部長の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

3 係員及び研究員は、巡査の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

#### 第4節 警察学校

(位置)

第108条 警察学校を長崎市に置く。

(所掌事務)

第109条 警察学校の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 新任の警察職員に対する教育訓練に関すること。

(2) 警察学校において行う警部補任用及び巡査部長任用教養の実施に関すること。

(3) 拳銃射撃場の管理に関すること。

(組織)

第110条 警察学校に所要の係を置く。

(校長)

第111条 警察学校に校長を置く。

2 校長は、警察本部長の命を受け、警察学校の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(副校長)

第112条 警察学校に副校長を置く。

2 副校長は、校長を補佐して警察学校の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(教授)

第113条 警察学校に、必要に応じ、教授を置く。

2 教授は、上司の命を受け、警察学校の事務のうち教養訓練に関するものを整理し、部下職員を指揮監督する。

(教官)

第114条 警察学校に教官を置く。

2 教官は、上司の命を受け、学生を教養訓練し、部下職員を指揮監督する。

(学生指導員)

第115条 警察学校に、必要に応じ、学生指導員を置く。

2 学生指導員は、上司の命を受け、教授及び教官の業務を補助する。

(校長補佐)

第116条 警察学校に校長補佐を置く。

2 校長補佐は、担当事務の処理について、校長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

(副調査官)

第117条 警察学校に、必要に応じ、副調査官を置く。

2 副調査官は、上司の命を受け、警察学校の事務のうち重要なものを処理し、部下職員を指揮監督する。

(係長等)

第118条 各係に、必要に応じ、係長、主査、主任及び係員を置く。

2 係長、主査、主任及び係員の職務については、第100条第2項、第102条第2項、第103条第2項及び第105条第2項の規定を適用する。

(階級)

第119条 校長は、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 副校長及び教授は、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

3 教官は、警部若しくは警部補の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

4 学生指導員は、巡査部長又は巡査の階級にある警察官をもって充てる。

5 校長補佐は、警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

6 副調査官、係長、主査、主任及び係員については、第107条の規定を適用する。

### 第3章 警察署

(所掌事務)

第120条 警察署は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年長崎県条例第24号）に規定する管轄区域内における警察の事務を所掌する。

(分課等)

第121条 警察署に所要の課及び必要に応じ隊を置く。

2 警察署に置く課、隊及びその所掌事務は、別表第2に掲げるとおりとする。

3 警察署に、必要に応じ、交番、駐在所、署所在地、警備派出所及び検問所を置く。

4 各課、隊及び必要な交番に所要の係、分隊又は班を置く。

(警察署長)

第122条 警察署長（以下「署長」という。）は、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 署長は、警察本部長の指揮監督を受け、警察署の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(副署長)

第123条 警察署に副署長を置く。

2 副署長は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3 副署長は、署長を補佐して警察署の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

(会計官、地域交通官、刑事生活安全官及び警備官)

第124条 警察署に、必要に応じ、会計官、地域交通官、刑事生活安全官及び警備官を置く。

2 会計官、地域交通官、刑事生活安全官及び警備官は、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

3 会計官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち会計に関するものを整理し、部下職員を指揮監督する。

4 地域交通官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち地域警察及び交通警察に関するものを整理し、部下職員を指揮監督する。

5 刑事生活安全官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち刑事警察及び生活安全警察に関するものを整理し、部下職員を指揮監督する。

6 警備官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち警備警察に関するものを整理し、部下職員を指揮監督する。

(課長)

第125条 各課に課長を置く。

2 課長は、警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

3 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(交番所長等)

第126条 警部又は警部補が配置されている交番及び警備派出所に所長を置くことができる。

2 所長は、上司の命を受け、当該交番又は警備派出所の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(副調査官、係長、主査、主任及び係員)

第127条 各係（交番、駐在所等を含む。）に、必要に応じ、副調査官、係長、主査、主任及び係員を置く。

2 副調査官、係長、主査、主任及び係員の職務並びにこれらの職に充てる職員については、第99条第2項、第100条第2項、第102条第2項、第103条第2項、第105条第2項及び第107条の規定を適用する。

## 第4章 委任

(委任)

第128条 この規則に定めるもののほか、長崎県警察の組織の細目に関し必要な事項は、

別に定める場合を除き、警察本部長の定めるところによる。

2 警察本部長は、特に必要がある場合は、この規則に定めるもののほか、所要の組織及び職制を設けることができる。

#### 附 則

この規則は、平成14年3月26日から施行する。ただし、第9条、第42条、第48条及び第81条第3項の規定並びに第11条第3項、第50条第2項、第77条第1項、第81条第1項及び第82条中の警衛警備対策室に関する部分並びに第10条、第43条及び第49条の規定並びに第11条第1項、第50条第2項、第77条第1項及び第82条中の組織犯罪対策室に関する部分は、同年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成15年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、平成15年3月20日から施行する。

#### 附 則（平成15年長崎県公安委員会規則第11号）

この規則は、平成15年8月26日から施行する。

#### 附 則（平成16年長崎県公安委員会規則第2号）

この規則は、平成16年3月1日から施行する。ただし、別表第3大瀬戸口之津川棚江迎松浦平戸福江有川巖原の部警察署の欄の改正規定中「福江」を「五島」に、「有川」を「新上五島」に改める部分は、同年8月1日から施行する。

#### 附 則（平成16年長崎県公安委員会規則第10号）

この規則は、平成16年3月25日から施行する。ただし、第5条第5号、第6条第3号、第10条、第11条第1項、第25条、第28条、第43条及び第49条の改正規定、第50条第2項の改正規定中「、組織犯罪対策室長」を削る部分、第76条第1項、第80条第1項及び第81条第2項の改正規定、第84条第3項の改正規定中「組織犯罪対策室及び」を削る部分並びに別表第3の改正規定中「生活保安課」を「生活経済環境課」に、「暴力団対策課」を「組織犯罪対策課」に改める部分は、同年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成16年長崎県公安委員会規則第13号）

この規則は、平成16年8月17日から施行する。

#### 附 則（平成17年長崎県公安委員会規則第5号）

この規則は、平成17年3月25日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年4月1日から施行する。

- (1) 第6条の改正規定
- (2) 第26条の改正規定
- (3) 第26条の次に1条を加える改正規定
- (4) 第66条を削る改正規定
- (5) 別表第3の改正規定中「捜査第一課」を「刑事総務課、捜査第一課」に、「大瀬戸」を「西海」に改める部分及び「東長崎」を削る部分

#### 附 則（平成18年長崎県公安委員会規則第2号）

1 この規則は、平成18年3月24日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年4月1日から施行する。

- (1) 第5条の改正規定中自動車警ら隊を加える部分
- (2) 第11条第2項の改正規定
- (3) 第25条の改正規定中第25条の3を加える部分

- (4) 第47条の改正規定中自動車警ら隊長及び自動車警ら隊に係る部分
- (5) 第50条第2項の改正規定中自動車警ら隊長を加える部分
- (6) 第80条の改正規定中自動車警ら隊及び自動車警ら隊長に係る部分
- (7) 第84条の改正規定中自動車警ら隊に係る部分
- (8) 別表第3の改正規定中雲仙及び南島原に係る部分  
(経過措置)

2 この規則による改正前の長崎県警察の組織に関する規則別表第3のうち国見、口之津及び小浜の適用にあつては、施行日から平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成19年長崎県公安委員会規則第3号)

この規則は、平成19年3月16日から施行する。ただし、第2条及び別表第1の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年長崎県公安委員会規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年長崎県公安委員会規則第1号)

この規則は、平成20年3月21日から施行する。ただし、第107条の2の改訂規定及び別表第3の改訂規定は、平成20年3月27日から施行する。

附 則 (平成20年長崎県公安委員会規則第8号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年長崎県公安委員会規則第1号)

この規則は、平成21年3月23日から施行する。ただし、第77条及び第78条第4項の改正規定は、同年3月27日から施行する。

附 則 (平成22年長崎県公安委員会規則第4号)

この規則は、平成22年3月26日から施行する。

附 則 (平成23年長崎県公安委員会規則第3号)

この規則は、平成23年3月17日から施行する。ただし、第4条の改正規定、第15条の2の改正規定及び第59条の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年長崎県公安委員会規則第2号)

この規則は、平成24年3月23日から施行する。ただし、第8条の改正規定、第39条の改正規定、第40条の次に1条を加える改正規定、第69条の2を削り、第69条の3を第69条の2とする改正規定及び別表第3の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年長崎県公安委員会規則第8号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年長崎県公安委員会規則第2号)

この規則は、平成25年3月25日から施行する。

附 則 (平成26年長崎県公安委員会規則第4号)

この規則は、平成26年3月24日から施行する。

附 則 (平成27年長崎県公安委員会規則第1号)

この規則は、平成27年3月13日から施行する。

附 則 (平成28年長崎県公安委員会規則第4号)

この規則は、平成28年3月18日から施行する。

附 則（平成28年長崎県公安委員会規則第12号）  
この規則は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年長崎県公安委員会規則第2号）  
この規則は、平成29年3月21日から施行する。

附 則（平成30年長崎県公安委員会規則第4号）  
この規則は、平成30年3月23日から施行する。

附 則（平成30年長崎県公安委員会規則第8号）  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年長崎県公安委員会規則第1号）  
この規則は、平成31年3月15日から施行する。

附 則（平成31年長崎県公安委員会規則第3号）  
（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正）

2 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和2年長崎県公安委員会規則第3号）  
この規則は、令和2年3月23日から施行する。

附 則（令和2年長崎県公安委員会規則第5号）  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年長崎県公安委員会規則第1号）  
この規則は、令和3年3月19日から施行する。

附 則（令和4年長崎県公安委員会規則第1号）  
この規則は、令和4年3月28日から施行する。

附 則（令和4年長崎県公安委員会規則第12号）  
この規則は、令和4年10月7日から施行し、令和4年10月3日から適用する。

附 則（令和5年長崎県公安委員会規則第3号）  
この規則は、令和5年3月24日から施行する。

附 則（令和5年長崎県公安委員会規則第15号）  
この規則は、令和5年6月20日から施行する。

附 則（令和6年長崎県公安委員会規則第3号）  
この規則は、令和6年3月22日から施行する。

別表第1（第3条関係）

身分上の職	職種上の職
事務職員	主 事 主 事（少年補導職員）
技術職員	技 師 技 師（ 研 究 員 ） "（ 栄 養 士 ） "（ 保 健 師 ） "（ 船 長 ） "（ 機 関 長 ） "（ 機 関 士 ）

別表第2（第121条関係）

警察署	課	所掌事務
長崎 佐世保	警務課	警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課及び厚生課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。
	留置管理課	警務部留置管理課の事務に相当する事務
	会計課	警務部会計課及び装備施設課の事務に相当する事務並びに給与支給及び掛金等の徴収に関する事務。ただし、武器、車両、船舶その他装備資機材の管理及び整備、給貸与品の支給及び貸与並びに警察通信機器の管理及び整備に関する事務を除く。
	生活安全課	生活安全部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	地域課	地域部地域課及び通信指令課の事務に相当する事務
	捜査支援課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課並びに生活安全部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務のうち犯罪捜査の支援に関するもの
	刑事第一課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の事務に相当する事務
	刑事第二課	刑事部捜査第二課及び組織犯罪対策課の事務に相当する事務
	交通課	交通部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許管理課の事務に相当する事務
	警備課	警備部公安課、警備課及び警衛対策課の事務に相当する事務
	外事課	警備部外事課の事務に相当する事務
浦上 諫早	警務課	警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課、厚生課及び留置管理課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。
	会計課	警務部会計課及び装備施設課の事務に相当する事務並びに給

		与支給及び掛金等の徴収に関する事務。ただし、武器、車両、船舶その他装備資機材の管理及び整備、給貸与品の支給及び貸与並びに警察通信機器の管理及び整備に関する事務を除く。
	生活安全課	生活安全部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	地域課	地域部地域課及び通信指令課の事務に相当する事務
	捜査支援課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課並びに生活安全部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務のうち犯罪捜査の支援に関するもの
	刑事第一課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の事務に相当する事務
	刑事第二課	刑事部捜査第二課及び組織犯罪対策課の事務に相当する事務
	交通課	交通部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許管理課の事務に相当する事務
	警備課	警備部公安課、警備課、外事課及び警衛対策課の事務に相当する事務
大浦 時津 雲仙 島原 大村 早岐 五島	警務課	警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課、厚生課及び留置管理課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。
	会計課	警務部会計課及び装備施設課の事務に相当する事務並びに給与支給及び掛金等の徴収に関する事務。ただし、武器、車両、船舶その他装備資機材の管理及び整備、給貸与品の支給及び貸与並びに警察通信機器の管理及び整備に関する事務を除く。
	生活安全課	生活安全部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	地域課	地域部地域課及び通信指令課の事務に相当する事務
	刑事課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び科学捜査研究所の事務に相当する事務

	交通課	交通部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許管理課の事務に相当する事務
	警備課	警備部公安課、警備課、外事課及び警衛対策課の事務に相当する事務
南島原 川棚 相浦 江迎 松浦 平戸 対馬南	警務課	警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課、厚生課及び留置管理課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。
	会計課	警務部会計課及び装備施設課の事務に相当する事務並びに給与支給及び掛金等の徴収に関する事務。ただし、武器、車両、船舶その他装備資機材の管理及び整備、給貸与品の支給及び貸与並びに警察通信機器の管理及び整備に関する事務を除く。
	刑事生活安全課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び科学捜査研究所並びに生活安全部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	地域課	地域部地域課及び通信指令課の事務に相当する事務
	交通課	交通部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許管理課の事務に相当する事務
	警備課	警備部公安課、警備課、外事課及び警衛対策課の事務に相当する事務
西海 新上五島 壱岐 対馬北	警務課	警務部総務課、広報相談課、警務課、装備施設課、情報管理課、監察課、厚生課及び留置管理課の事務に相当する事務。ただし、不動産の取得、管理及び処分、庁舎その他の施設の営繕、給与支給並びに掛金等の徴収に関する事務を除く。
	会計課	警務部会計課及び装備施設課の事務に相当する事務並びに給与支給及び掛金等の徴収に関する事務。ただし、武器、車両、船舶その他装備資機材の管理及び整備、給貸与品の支給及び貸与並びに警察通信機器の管理及び整備に関する事務を除く。
	刑事生活安全課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び科学捜査研究所並びに生活安全部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務

地域交通課	地域部地域課及び通信指令課並びに交通部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許管理課の事務に相当する事務
警備課	警備部公安課、警備課、外事課及び警衛対策課の事務に相当する事務